農地法第４条・５条の規定による許可申請に必要な書類　松阪市農業委員会　令和７年３月現在

※許可申請書の提出部数は２部、添付書類の提出部数は１部

（常に必要なもの）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 添付書類 | 部数 |
| １ | 申請地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）(登記情報提供サービス（民事法務協会）の照会番号の添付も可) | １ |
| ２ | 公図（写し）（申請地及び隣接地の登記地目、所有者名を記入） | １ |
| ３ | 位置図　1/2500程度の都市計画図等（申請地及び一体利用地をそれぞれ明示） | １ |
| ４ | 建物その他の施設等配置図（土地利用計画図） | １ |
| ５ | 必要な資力及び信用があることを証する書面　（残高証明書、預貯金通帳の写し（口座名義人と残高のわかる部分）、融資証明書、融資見込証明書、事前審査回答書等） | １ |

（必要に応じて添付）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 添付書類 | 部数 |
| １ | 法人による申請の場合は、「法人登記事項証明書(登記情報提供サービスの照会番号の添付も可)若しくは法人の定款又は寄付行為の写し」　※定款の場合は代表者の氏名がわかるもの  法人格のない任意団体による申請の場合は、「団体の定款（規約）、会議録」 | １ |
| ２ | 転用する行為の妨げとなる権利を有する者の同意があったことを証する書面（地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者がある場合） | １ |
| ３ | 「隣地承諾書（農地のみ）」は、一律に書面での提出は求めません。（転用計画の内容により書面の提出を求める場合があります。）隣接する農地の地権者の承諾が得られない場合には理由書を提出してください。  ※申請前に少なくとも隣接する農地の地権者には事業計画について必ず説明してもらい、申請書には説明して承諾された旨を記載してください。転用後のトラブルを避けるためにも境界の確認も含め農地以外の地権者にも事業計画について説明していただくことをお勧めします。 | １ |
| ４ | 「自治会及び水利組合の同意書」は、一律に書面での提出は求めません。（転用計画の内容により書面の提出を求める場合があります。）  ※申請前に申請地の地元自治会、水利組合（ある場合）には事業計画について必ず説明してもらい、申請書には説明して承諾された旨を記載してください。 | １ |
| ５ | 「土地改良区の意見書」又は「事由書（30日を過ぎても意見を得られない場合、その理由書）」（申請にかかる土地が土地改良区内にある場合） | １ |
| ６ | 関係する他法令の許認可の処分又は審査中を証する書面（許可書、認可書、受領印のある申請書の写し等）　（申請にかかる土地が他法令に基づく許認可の必要な場合） | １ |
| ７ | 「取水系統図」（土地利用計画図へ併記、別図も可）（取水を伴う転用の場合） | １ |
| ８ | 「排水系統図」（土地利用計画図へ併記、別図も可）（排水（汚水・生活雑排水）を伴う転用の場合） | １ |
| ９ | 「雨水系統図」（大規模転用（全体面積5,000㎡以上）及び工場施設等特に排水処理をする場合） | １ |
| 10 | 「水理計算書」（他法令の審査が無く、全体面積が10,000㎡以上の場合） | １ |
| 11 | 「被害防除方法及び根拠、説明状況書等」　（近接農地への影響（日照、通風、耕作等、土砂の流出、崩壊、粉塵等の飛散）があると考えられる場合） | １ |
| 12 | 「造成計画（縦断・横断）図」（土地利用計画図へ併記も可）（盛土、切土のある場合） | １ |
| 13 | 「貸借契約書写し、使用承諾書」（貸借や他人の土地を使用する場合） | １ |
| 14 | 「事業計画書」 （申請書に事業計画の詳細が記載できない場合） | １ |
| 15 | 登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合は、「住民票の写し又は戸籍の附票等の公的証明書で登記事項証明書の住所から現住所までつながるもの」 | １ |
| 16 | 登記事項証明書の名義人の記載が申請書の記載と異なる場合（相続登記未了の場合）は、「真正な権利者であることを証する書面」（被相続人から相続人に至る戸籍（除籍）謄本、相続関係説明図、必要に応じて遺産分割協議書の写し及び印鑑証明書、相続分不存在証明書、他の相続人の相続放棄書又は同意書等（必要書類は法定相続と法定相続以外で異なります））。遺言執行人の場合は、「遺言書写し（公正証書、家裁の検認）」で可。 | １ |
| 17 | 「一時利用地指定通知書写し、指定図面写し、一時利用を受けた者の同意書、一時利用地がそのまま換地として定める事業主体の同意書、事業主体の意見書及び事業主体が換地業務を委託している場合はその委託先の意見書」（土地改良事業の一時利用地指定中の場合） | １ |
| 18 | 「換地処分通知書写し、一時利用地を受けた者の同意書」（換地処分公告後登記前） | １ |
| 19 | 一時転用の場合は、「事業完了後に農地への復元を明らかにした書面」 | １ |
| 20 | 道水路払い下げ、公用廃止占用の手続き状況を申請書の「７ その他参考になるべき事項」に記載（国、県、市町の管理する道路・水路が含まれている場合） | １ |
| 21 | 「委任状」（行政書士等が申請する場合）※行政書士ではない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することを業とすることは行政書士法違反となり、刑事罰が科されることがありますのでご注意ください。 | １ |
| 22 | 「転用行為が行われることの同意書」又は説明し同意を得ている旨申請書に記載（転用者以外の者による仮登記、抵当権、地役権等がある場合） | １ |
| 23 | 「経済産業省事業計画認定通知書、電力会社の連携通知書の写し」  「電力会社との間で電力需給契約の見込みがあることを証する書面」（非FITの場合） | １ |
| 24 | 「地積測量図」（申請前に分筆・地積更正登記等された場合） | １ |
| 25 | 「建築図面（配置、平面、立面、断面図）」（転用目的が建築物の場合） | １ |
| 26 | その他参考となる書類 | １ |

※申請の内容に応じ、上記以外にも書類が必要となる場合があります。

※必ず、申請前に転用場所が農業振興地域内農用地区域内農地ではないか確認してください。農用地区域内農地の場合は原則転用できません。また、農用地区域内農地で無い場合でもその農地の位置等により許可できるかどうかの基準がありますので、事前に転用できるかどうかについても確認してください。

※小作権が設定されている場合は、解約の手続きが必要です。

※申請書の５欄（６欄）「転用することによって生ずる付近の農地・作物等の被害の防除施設の概要」の記載について

１　自治会、水利組合、少なくとも隣接する農地の土地所有者には、転用事業計画について説明してもらい必ず次の通り記載してください。（水利組合が無い場合は省略してください。）

「地元自治会、水利組合、隣接所有者には事業計画について説明済で了承を得ている。万一、周辺農地等へ被害を及ぼしたときは、当方で責任を持って解決します。」

　２　記載例

　　　例１　取水は無い。排水については雨水のみで場内の雨水排水はＵ字側溝により集水し、集水桝より場外排水路へ排水する。（又は排水は無く雨水は自然浸透）

　　　例２　土地造成は、南北約0.5ｍの段差があるためこれを整地するもので、工事に伴う周辺への被害は無い。

　　　例３　給水は上水道、排水は公共下水道使用（又は既設排水路に放流）

　　　例４　周囲はフェンスで囲み、ゴミ等の飛散を防止する。

※遺跡（埋蔵文化財包蔵地）に含まれるかどうか確認してください。遺跡に含まれる場合は手続きが必要です。（文化課へ確認ください。）